

# 厚生会貸付変更申込書

【毎月5日提出締切】

|                           |  |  |       |       |    |              |
|---------------------------|--|--|-------|-------|----|--------------|
| 該当貸付債権                    | ※貸付種別  | 資金貸付   |       | ※貸付額  | 万円 | 当初の貸付額       |
|                           | ※貸付日   | 平成<br>令和   | 年 月 日 | ※貸付番号 |    |              |
| 申込内容※<br>(該当の枠線を囲んでください。) | 次回（申込受付時）の定例償還（返済）後の<br><input type="checkbox"/> ①一括償還（全額返済） <input type="checkbox"/> ②一部償還（一部返済） <input type="checkbox"/> ③返済回数変更 |  |       |       |    |              |
| 一部償還希望額                   | ※②一部償還の場合に記入 円（希望額を記入ください）   |  |       |       |    |              |
| 返済回数変更                    | ※③返済回数変更の場合記入 回（注意事項に基づき12回単位で記入ください。）   |  |       |       |    | 返済回数変更の場合に記入 |
| 厚生会貸付の有無                  | ※ <input type="radio"/> 無 <input type="radio"/> 有（貸付 万円 貸付 万円）   |  |       |       |    |              |
| 厚生会以外の貸付の有無               | ※ 共済組合   | <input type="radio"/> 無 <input type="radio"/> 有（借受額 万円・毎月の償還額 円） |       |       |    |              |
|                           | ※ その他金融機関  | <input type="radio"/> 無 <input type="radio"/> 有（借受額 万円・毎月の償還額 円） |       |       |    |              |
| 給料月額（基本給）                 | ※ 円 《 休職中の方は、事前に厚生会までご連絡ください。 》  |  |       |       |    |              |
| 連絡先（自宅）                   | ※ 〒  | -  |       | ※ TEL | -  |              |
|                           | ※ 住所   |  |       |       |    |              |

上記内容を（一財）富山県教職員厚生会貸付規程に基づき申込みます。

※ 令和 年 月 日

申込人 ※ 所属コード

|  |  |  |  |
|--|--|--|--|
|  |  |  |  |
|--|--|--|--|

※ 会員番号

|  |  |  |  |  |  |
|--|--|--|--|--|--|
|  |  |  |  |  |  |
|--|--|--|--|--|--|

フリガナ

※ 所属名

\_\_\_\_\_

※ 氏名

\_\_\_\_\_

印

一般財団法人富山県教職員厚生会理事長殿

厚生会記入欄 ・③変更後の償還月額 円（ %） 共済組合、その他の金融機関を含む

※は、すべて漏れなく記入ください。記入漏れは、受付できません。

受付印

注意事項

- 1 申込人氏名は、自署ください。（ゴム印不可）訂正印不可。
- 2 ①一括償還並びに②一部償還は、厚生会指定期日による入金となります。（厚生会より振込書を送付します。）
- 3 一回あたりの償還金の合計が給料月額（基本給）の30%を超える  
③返済回数変更を行うことはできません。
- 4 ②一部償還と③返済回数の同時申込は、できません。
- 5 ③返済回数の変更は、次の点にご注意ください。
  - ・変更は、貸付日より1度限りです。
  - ・半年賦併用貸付は、6月と12月の変更は出来ません。（翌月対応）
  - ・半年賦併用貸付は、変更回数に応じて賞与の返済額も増減します。
  - ・一般貸付は、貸付日より3年～10年以内の範囲で変更できます。
  - ・住宅貸付は、貸付日より10年～30年以内の範囲で変更できます。

|  |
|--|
|  |
|--|